

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則

1. 案内情報

- ① 手続名 : ふん尿処理装置等の検定
- ② 手続根拠 : 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第37条の15第2項
- ③ 手続対象者 : 型式承認を受けた者
- ④ 提出時期 : 最寄りの各地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑤ 提出方法 : 申請書を物件を製造する主たる事業場の所在地を管轄する各地方運輸局等へ提出してください。
- ⑥ 手数料 : 最寄りの各地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑦ 添付書類・部数 : 最寄りの各地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申請書様式 : 最寄りの各地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑨ 記載要領・記載例 : 最寄りの各地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 事業場の所在地を管轄する地方運輸局等へ提出して下さい。
- ② 相談窓口 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則
- ② 標準処理期間 : 現場における検査終了後2日。
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。